

令和6年度 「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する 減災対策協議会」について

説明内容

1. 「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針」策定までの流れ
2. 令和8年度(第2期)までのフォローアップの手法について
3. 協議会の開催について
4. 令和6年度 of 取組状況について
 - 1) 優先的に推進すべき取組
 - 2) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定の取組
 - 3) ハザードマップ作成の取組
5. 今後のスケジュールについて

1. 「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針」策定までの流れ

1. 「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針」策定までの流れ

(1) 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の設立

水防法第15条10項に基づき、沖縄県管理河川流域において、河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える『水防災意識社会』を再構築することを目的に、「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、“減災に関する取組方針”を作成した。

●水防法等の一部を改正する法律

<予算関係法律>

背景・必要性

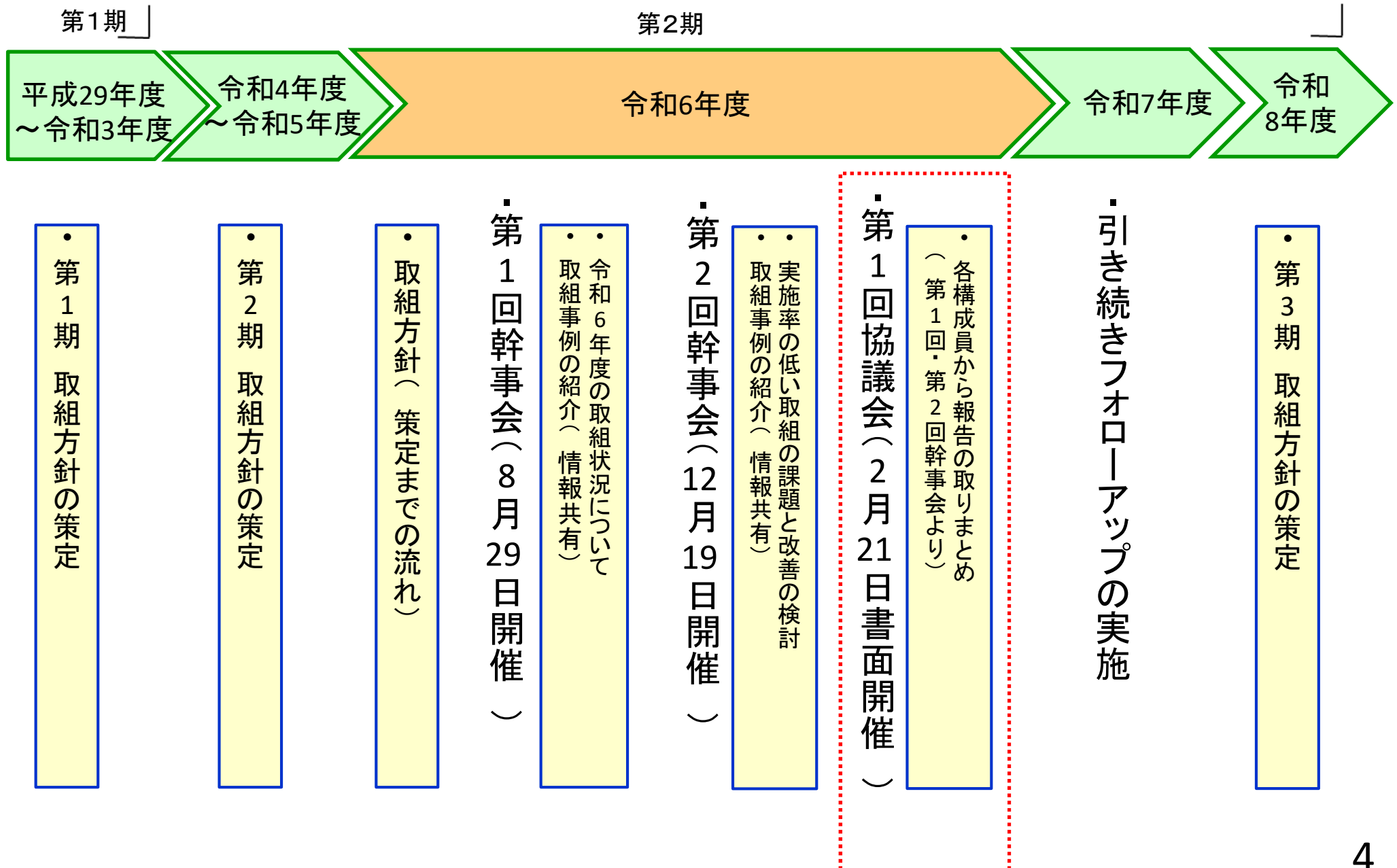
- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



(国土交通省資料抜粋)

(2)減災対策協議会のスケジュール



(3) 沖縄県管理河川の減災に係る取組方針

➤ 減災のための目標

大規模水害に対し、『迅速で確実な避難』と
『災害に強く、防災意識の高い地域づくり』を目指す。

➤ 目標達成に向けた 3 本柱

(1) 住民が自ら避難行動
を起すための水防災
意識醸成のための取
組

(2) 急激な水位上昇に対
する迅速な避難行動
のための正確で分か
りやすい情報提供に
関する取組

(3) 大規模水害に対し、
災害に強い地域づく
りに寄与する着実な
ハード整備と水防活
動に関する取組

➤ 概ね 5 年で実施する取組

ア 水防災意識の醸成・防災知
識の向上（5項目）

イ 防災教育の取組（6項目）

ウ 浸水リスクの周知（2項目）

ア 急激な河川水位上昇におけ
る水位等に係る情報提供
（6項目）

イ 避難勧告等の発令（4項目）

ウ 住民への情報伝達の体制や
方法（4項目）

エ 避難場所・避難経路・避難
誘導体制（6項目）

ア 水防活動の実施体制（5項目）

イ 排水施設、排水資機材の操
作・運用（2項目）

ウ 洪水を安全に流すための
ハード対策（5項目）

2. 令和8年度(第2期)までのフォローアップの手法について

2. 令和8年度(第2期)までのフォローアップの手法について

(1)フォローアップ

『令和6年度減災対策協議会』においては、

「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針（令和4年1月）」における“7. 概ね5年(令和4年度～令和8年度)で実施する取組”に関して、各関係機関の取組状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しを行う。



◆ 2回の減災対策協議会 幹事会の実施

- ✓ 取組内容の実施状況の確認
- ✓ 取組事例の紹介（情報共有）
- ✓ 各関係機関の取組内容の修正・追加 等

◆ 年1回の減災対策協議会（令和7年2月21日書面開催予定）

2. 令和8年度(第2期)までのフォローアップの手法について

(2) 取組内容の実施状況の確認

各関係機関の取組内容の実施状況が確認できる調査表を作成

- 「概ね5年で実施する取組 項目一覧」
- 「各機関の概ね5年で実施する取組の具体的な内容一覧」



- ✓ 各機関の毎年の取組内容の実施状況を確認し、一覧表を更新
- ✓ 各機関での取組内容の変更・追加を確認し、更新



各関係機関の取組内容の実施状況を協議会で報告し、情報共有を図る。

3. 協議会の開催について

3. 協議会の開催について

1.「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約」の変更に関すること

・幹事会構成員の役職等変更(資料1-1参照)

- ・ 石垣市 建設部長 ⇒ 総務部長
- ・ 沖縄総合事務局 低潮線保全官 ⇒ 上下水道・低潮線保全官

石垣市 建設部長 ⇒ 総務部長
竹富町 防災危機管理課長
与那国町 まちづくり課長
沖縄総合事務局 低潮線保全官 ⇒ 上下水道・低潮線保全官
沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所副所長
国土地理院 沖縄支所専門職
沖縄気象台 地域防災推進課長
沖縄県 防災危機管理課長
沖縄県 河川課長

※沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約より一部抜粋

3. 協議会の開催について

2.「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針」に対する取組進捗状況に関すること 第2期における市町村及び各関係機関の取組進捗状況の確認（資料1-2参照）

■ 進捗状況の評価方法

R6年度の取組実施状況の評価は、市町村、県、国、気象台、国土地理院の全取組機関数での実施状況进行评估すると捉え、下記の算定式にて進捗率を算出し、評価する。

進捗率（％）＝

取組実施件数(実施中および実施済み) ÷ 取組機関数×100

3. 協議会の開催について

■ 取組進捗状況

- 取組を実施する取組機関数（市町村）は、令和4年度までは、41市町村であったが、令和5年度以降は、オブザーバー（8市町村）を除く33市町村とした。
- 令和6年度の進捗状況の結果としては、取組機関市町村（33）で64.0%、水位周知河川関連市町（5）で73.0%、国・県等（7）は、85.0%という結果であった。

表-1 令和4年度からの取組進捗状況の推移

目標に向けた3本柱		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		全市町村	水位周知河川 関連市町	国・県	全市町村	水位周知河川 関連市町	国・県	全市町村	水位周知河川 関連市町	国・県
		41	5	7	33	5	7	33	5	7
1	住民自ら避難行動を起こすための 水防災意識醸成のための取組	55.9%	78.3%	57.3%	67.9%	78.3%	55.5%	71.2%	83.3%	82.7%
2	急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための 正確でわかりやすい情報提供に関する取組	59.1%	81.1%	62.2%	72.9%	84.4%	62.2%	74.9%	84.4%	78.9%
3	大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに 寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組	32.3%	57.8%	80.0%	41.4%	57.8%	80.0%	45.8%	51.1%	93.3%
取組全体		49.1%	72.4%	66.5%	60.7%	73.5%	65.9%	64.0%	73.0%	85.0%

※進捗率が一部減少しているのは、今年度、これまでの実施状況（星取表の内容）について、取組調査表に取組内容の記載がないが、取組済（●）となっていた箇所の精査を行ったため。

3. 協議会の開催について

目標達成のための3本柱における取組状況

「(1) 住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識醸成のための取組」

- ・ 全体で約7割以上（市町村は71.2%、水位周知河川関連市町で83.3%、国・県で82.7%）が、取組実施および着手ができています。
- ・ “ウ. 浸水リスクの周知” においては、全市町村で84.8%、水位周知河川関連市町や国・県では100%取組が実施されている。

主な取組項目		実施状況					
(1) 住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識醸成のための取組		全市町村		水位周知河川		国・県	
		令和6年		令和6年度		令和6年度	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
ア 水防災意識の醸成、防災知識の向上		取組ア：平均					
(ア) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 (2) ア(ア)、(2)イ(ウ)、(2)ウ(イ)と同じ		32件	97.0%	5件	100%	2件	66.7%
(イ) 消防や防災関係機関と連携した講習会・研修会の取組の拡大		18件	54.5%	4件	80.0%	3件	100.0%
(ウ) 洪水時の適切な避難行動をとるための要配慮者利用施設管理者への説明会の開催		11件	33.3%	1件	20.0%	2件	66.7%
(エ) 地域の催事等での資料配布により更なる周知を図る。		20件	60.6%	4件	80.0%	2件	66.7%
(オ) 自主防災組織の結成の促進		30件	90.9%	5件	100.0%	対象なし	
イ 防災教育の取組		取組イ：平均					
(ア) 出前講座等を活用した講習会の取り組みの拡大		27件	81.8%	5件	100.0%	4件	80.0%
(イ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実		24件	72.7%	5件	100.0%	4件	80.0%
(ウ) 地域住民および自主防災組織が実施する避難訓練および避難訓練のサポート		28件	84.8%	4件	80.0%	1件	50.0%
(エ) 要配慮者利用施設等との避難訓練の促進		22件	66.7%	5件	100.0%	1件	100.0%
(オ) 要配慮者利用施設における避難行動計画の策定促進		21件	63.6%	4件	80.0%	1件	100.0%
(カ) 防災を担う人材育成のため自主防災組織研修等への参加		21件	63.6%	3件	60.0%	1件	100.0%
ウ 浸水リスクの周知		取組ウ：平均					
(ア) 水防に関するハザードマップの作成・更新し、防災マップへの追記し、周知を図る		28件	84.8%	5件	100.0%	対象なし	
(イ) 水防法に規定される河川について、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の公表		対象なし				1件	100.0%
取組全体		71.2%		83.3%		82.7%	

3. 協議会の開催について

「(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組」

主な取組項目							
		全市町村		水位周知河川		国・県	
		令和6年		令和6年度		令和6年度	
(2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
ア 急激な河川水位上昇における水位等に係る情報提供 取組ア：平均			78.8%		85.0%		80.0%
(ア) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 (1) ア(ア)、(2) イ(ウ)、(2) ウ(イ)と同じ		32件	97.0%	5件	100.0%	1件	50.0%
(イ) 必要な情報を容易に閲覧できるようにホームページ更新		24件	72.7%	4件	80.0%	1件	50.0%
(ウ) 市町村の避難指示等や必要な気象情報等をメールで受信することが可能な登録制防災メールの提供		23件	69.7%	4件	80.0%	2件	100.0%
(エ) 水位、雨量の観測頻度を1分毎に短縮化への取組		対象なし				1件	100.0%
(オ) 欠測の解消のための伝送路の二重化や、監視設備の更新を行い確実なデータ取得を可能とする観測体制の構築		対象なし				1件	100.0%
(カ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進 (2) ア(カ)、(2) ウ(ウ)と同じ		25件	75.8%	4件	80.0%	対象なし	
イ 避難勧告等の発令 取組イ：平均			84.1%		95.0%		66.7%
(ア) ホットラインの構築及び更新 ※水位周知河川のみ(5市町)		5件	100.0%	5件	100.0%	1件	50.0%
(イ) 水害時の防災活動の役割、避難行動を明確化したタイムラインの策定及び更新		21件	63.6%	5件	100.0%	1件	50.0%
(ウ) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 (1) ア(ア)、(2) ア(ア)、(2) ウ(イ)と同じ		32件	97.0%	5件	100.0%	2件	66.7%
(エ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進 (2) ア(カ)、(2) ウ(ウ)と同じ		25件	75.8%	4件	80.0%	3件	100.0%
ウ 住民への情報伝達の体制や方法 取組ウ：平均			75.0%		90.0%		91.7%
(ア) 出前講座等を活用した講習会の取組やパンフレット等の配布により認知度を高める		21件	63.6%	4件	80.0%	3件	100.0%
(イ) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 (1) ア(ア)、(2) ア(ア)、(2) イ(ウ)と同じ		32件	97.0%	5件	100.0%	2件	66.7%
(ウ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進 (2) ア(カ)、(2) イ(エ)と同じ		25件	75.8%	4件	80.0%	3件	100.0%
(エ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実		21件	63.6%	5件	100.0%	3件	100.0%
エ 避難場所・避難経路、避難誘導体制 取組エ：平均			66.2%		73.3%		75.0%
(ア) 避難所や避難経路への案内表示板等の設置		29件	87.9%	4件	80.0%	対象なし	
(イ) 避難所・避難経路の安全性確認及び見直し		21件	63.6%	3件	60.0%		
(ウ) 浸水による途絶を考慮した避難経路や避難場所の確保に向けた連携・協働の取組		13件	39.4%	3件	60.0%		
(エ) 緊急連絡体制の構築等、連絡体制・情報共有の強化		25件	75.8%	4件	80.0%		
(オ) 避難行動要支援者支援計画策定の支援		21件	63.6%	4件	80.0%	2件	100.0%
(カ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進		22件	66.7%	4件	80.0%	1件	50.0%
取組全体			74.9%	取組全体	84.4%	取組全体	78.9%

・ 全体の約7割以上が取組実施および着手ができている状況である。

・ 特に“イ.避難勧告等の発令”においては、全市町村で84.1%、水位周知河川関連市町では95%の取組実施状況となっている。

3. 協議会の開催について

「(3)大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組」

- 全市町村では45.8%、水位周知河川関連市町では51.1%、国・県では93.3%実施されている。
- ”ア 水防活動の実施体制” は、比較的取組が進んでおり、全市町村では51.5%、水位周知河川関連市町で60%の取組実施状況となっている。

主な取組項目		全市町村		水位周知河川		国・県	
(3) 大規模水害に対し、災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備と水防活動に関する取組		令和6年		令和6年度		令和6年度	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
ア 水防活動の実施体制	取組ア：平均		51.5%		60.0%		100.0%
(ア) 関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化		24件	72.7%	5件	100.0%	対象なし	
(イ) 洪水時の災害対応体制整備		18件	54.5%	4件	80.0%	対象なし	
(ウ) 関係機関が実施する水防訓練等に連携し普及啓発を図る取組		9件	27.3%	1件	20.0%	1件	100.0%
(エ) 地域住民を対象とした水防訓練等を定期的に実施し、水防意識の向上を図る取組		9件	27.3%	2件	40.0%	1件	100.0%
(オ) 排水路、浸透枳、沈砂池等の定期的な維持管理の継続		25件	75.8%	3件	60.0%	対象なし	
イ 排水資機材の操作・運用	取組イ：平均		42.4%		30.0%		0.0%
(ア) 通常点検の強化		17件	51.5%	2件	40.0%	対象なし	
(イ) 専門業者への点検委託の実施		11件	33.3%	1件	20.0%	対象なし	
ウ 洪水を安全に流すためのハード対策	取組ウ：平均		34.8%		50.0%		88.9%
(ア) 河川改修（河道拡幅）の推進		対象なし				3件	100.0%
(イ) 河道掘削の実施		対象なし				3件	100.0%
(ウ) 水位周知河川の早期整備		対象なし				2件	66.7%
(エ) 浸水対策事業の実施（貯留施設・バイパス水路整備）		11件	33.3%	3件	60.0%	対象なし	
(オ) 排水路の整備の実施		12件	36.4%	2件	40.0%	対象なし	
取組全体		45.8%		51.1%		93.3%	

3. 協議会の開催について

「令和6年度 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」に諮る審議事項は以下のとおり

- 1.「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約」の変更に関すること
 - ・幹事会構成員の役職等変更(資料1-1参照)
- 2.「沖縄県管理河川の減災に係る取組方針」に対する取組進捗状況に関すること
 - ・第2期における市町村及び各関係機関の取組進捗状況の確認(資料1-2参照)

・上記の審議は、軽微な内容であることから、2月の「協議会」は書面開催といたします。

「令和6年度 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」の資料は、開催案内とともに配布し、ご確認いただいた後に県HPに掲載いたします。

4. 令和6年度の取組状況について

1) 優先的に推進すべき取組

4. 令和6年度の取組状況について

1) 優先的に推進すべき取組

- 優先度をつけたメリハリある取組の推進を図ることが重要であると考え、目標達成に向けた3本柱の取組において進捗状況を確認。
- 優先順位の考え方について、法的重要性和これまでの進捗状況より、以下のとおり分類を行った。

◆ 「優先的に取り組む取組」 優先度1～3

水防法において義務付けされる取組を最優先とし、早期達成を目指す。

◆ 「実施率の向上を目指す取組」 優先度4～6

実施率の低い項目において、実施率の向上を目指し、取組の中でも「水防災意識社会」再構築ビジョンに関する取組における関連事項については、優先度を上げて取組を推進する。

◆ 「その他・法的位置づけなし」 優先度7～8

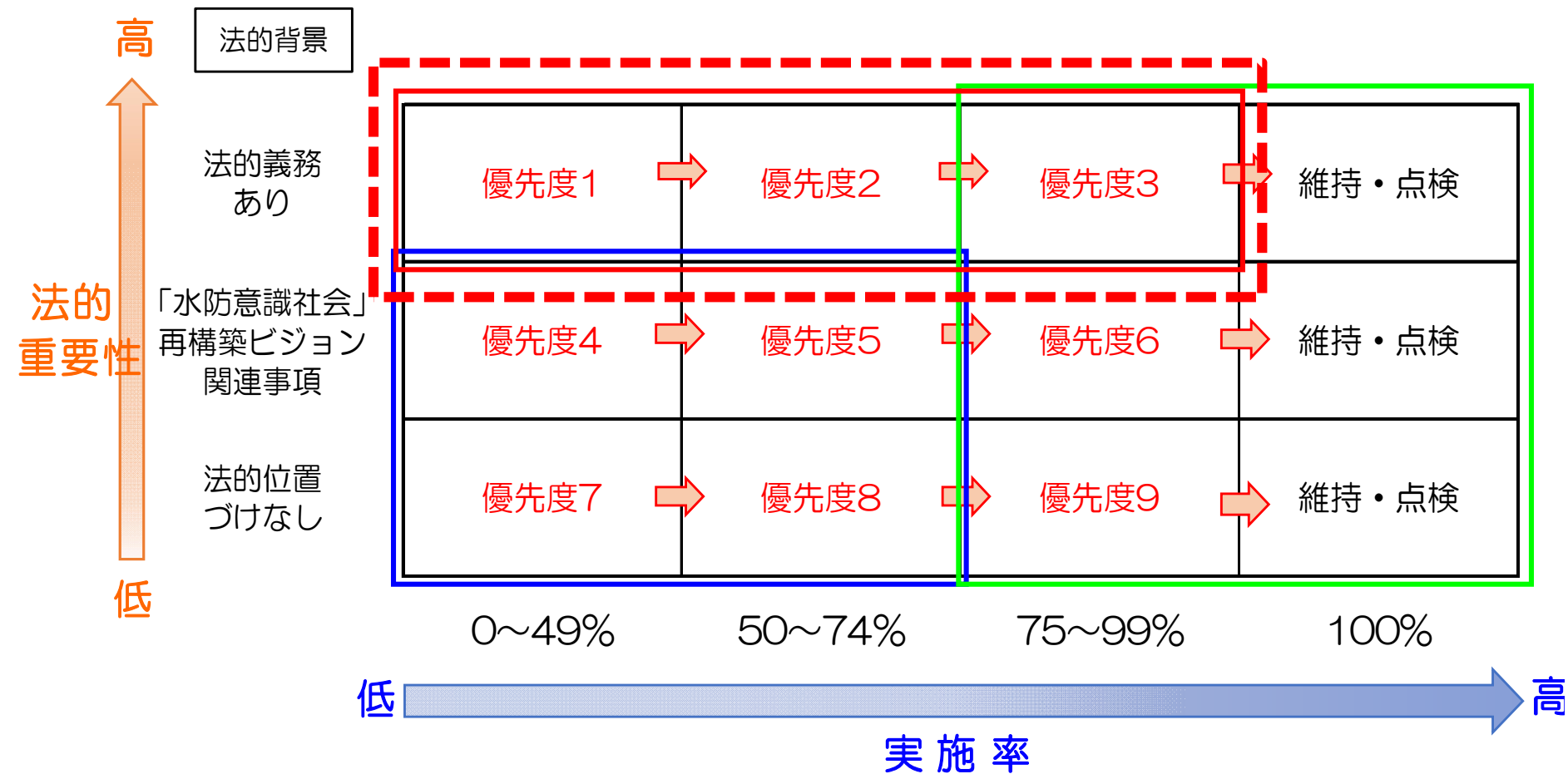
上記以外の取組。

◆ 「継続維持・点検」

実施率の高い取組においては、取組が一過性とならないよう継続していく「維持」と内容の「点検」を進めるものとし、必要に応じて取組の見直し等を行い、質的な向上を目指す。

4. 令和6年度の取組状況について

- ◆ 「優先的に取り組む取組」 優先度1～3
水防法において義務付けされる取組を最優先とし、早期達成を目指す。



実施率 = ●実施済／取組機関数

4. 令和6年度の取組状況について

優先的に取り組む取組

取組調査表の集計結果から確認できた法的重要性が高く進捗が低い優先的に取り組む必要がある取組

(1) 取組の優先度の分類・見える化(二級河川関連市町村)N=33

高 ↑ 法的 重要性 ↓ 低	実施率	低 49%以下	50%～(74%)	75%～(99%)	100% 高
	優先的に 取り組む	➢ (1)ア(ウ) 洪水時の適切な避難行動をとるための要配慮者利用施設管理者への説明会の開催 ➢ (2)エ(ウ) 浸水による途絶を考慮した避難経路や避難場所の確保に向けた連携・協働の取組	➢ (1)ア(エ) 地域の催事等での資料配布により更なる周知を図る ➢ (1)イ(エ) 要配慮者利用施設等における避難訓練の促進 ➢ (1)イ(オ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進 ➢ (2)エ(イ) 避難所・避難経路の安全性確認及び見直し ➢ (2)エ(オ) 避難行動要支援者支援計画策定の支援 ➢ (2)エ(カ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進	➢ (1)ウ(ア) 水防に関するハザードマップの作成・更新し、防災マップへの追記し、周知を図る	
	実施率の向上 を目指す	➢ (3)ア(ウ) 関係機関が実施する水防訓練等に連携し普及啓発を図る取組 ➢ (3)ア(エ) 地域住民を対象とした水防訓練等を定期的実施し、水防意識の向上を図る取組 ➢ (3)イ(イ) 専門業者への点検委託の実施	➢ (1)イ(イ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実 ➢ (1)イ(カ) 防災を担う人材育成のため自主防災組織研修等への参加 ➢ (2)イ(イ) 水害時の防災活動の役割、避難行動を明確化したタイムラインの策定及び更新 ➢ (2)ウ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取組やパンフレット等の配布により認知度を高める ➢ (3)ア(イ) 洪水時の災害対応体制整備 ➢ (3)ア(ア) 関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化 ➢ (3)イ(ア) 通常点検の強化	➢ (1)イ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取り組みの拡大 ➢ (1)イ(ウ) 地域住民および自主防災組織が実施する避難訓練および避難訓練のサポート ➢ (2)エ(エ) 緊急連絡体制の構築等、連絡体制・情報共有の強化 ➢ (3)ア(オ) 排水路、浸透樹、沈砂池等の定期的な維持管理の継続	
	その他	➢ (3)ウ(エ) 浸水対策事業の実施(貯留施設・バイパス水路整備) ➢ (3)ウ(オ) 排水路の整備の実施	➢ (2)ア(イ) 必要な情報を容易に閲覧できるようにホームページ更新 ➢ (2)ア(ウ) 市町村の避難指示等や必要な気象情報等をメールで受信することが可能な登録制防災メールの提供 ➢ (2)ウ(エ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実	➢ (1)ア(ア)、(2)ア(ア)、(2)イ(ウ)、(2)ウ(イ) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 ➢ (2)エ(ア) 避難所や避難経路への案内表示板等の設置 ➢ (2)イ(エ)、(2)ア(カ)、(2)ウ(ウ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進	➢ (2)イ(ア) ホットラインの構築及び更新 ※水位周知河川のみ(5市町)

・要配慮者利用施設
・ハザードマップ
→関連のある問いがほとんど

4. 令和6年度の取組状況について

優先的に取り組む取組

取組調査表の集計結果から確認できた法的重要性が高く進捗が低い優先的に取り組む必要がある取組

(2) 取組の優先度の分類・見える化(水位周知河川)N=5

実施率		低 49%以下	50%～(74%)	75%～(99%)	100% 高
高 ↑ 法的 重要性 ↓ 低	優先的に 取り組む	➢ (1)ア(ウ) 洪水時の適切な避難行動をとるための要配慮者利用施設管理者への説明会の開催	➢ (2)エ(イ) 避難所・避難経路の安全性確認及び見直し ➢ (2)エ(ウ) 浸水による途絶を考慮した避難経路や避難場所の確保に向けた連携・協働の取組	➢ (1)ア(エ) 地域の催事等での資料配布により更なる周知を図る ➢ (1)イ(オ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進 ➢ (2)エ(オ) 避難行動要支援者支援計画策定の支援 ➢ (2)エ(カ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進	➢ (1)イ(エ) 要配慮者利用施設等における避難訓練の促進 ➢ (1)ウ(ア) 水防に関するハザードマップの作成・更新し、防災マップへの追記し、周知を図る
	実施率の向上 を目指す	➢ (3)ア(ウ) 関係機関が実施する水防訓練等に連携し普及啓発を図る取組 ➢ (3)ア(エ) 地域住民を対象とした水防訓練等を定期的実施し、水防意識の向上を図る取組 ➢ (3)イ(ア) 通常点検の強化 ➢ (3)イ(イ) 専門業者への点検委託の実施	➢ (1)イ(カ) 防災を担う人材育成のため自主防災組織研修等への参加 ➢ (3)ア(オ) 排水路、浸透樹、沈砂池等の定期的な維持管理の継続	➢ (1)ア(イ) 消防や防災関係機関と連携した講習会・研修会の取組の拡大 ➢ (1)イ(ウ) 地域住民および自主防災組織が実施する避難訓練および避難訓練のサポート ➢ (2)ウ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取組やパンフレット等の配布により認知度を高める ➢ (2)エ(エ) 緊急連絡体制の構築等、連絡体制・情報共有の強化 ➢ (3)ア(イ) 洪水時の災害対応体制整備	➢ (1)ア(オ) 自主防災組織の結成の促進 ➢ (1)イ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取り組みの拡大 ➢ (1)イ(イ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実 ➢ (2)イ(イ) 水害時の防災活動の役割、避難行動を明確化したタイムラインの策定及び更新 ➢ (3)ア(ア) 関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化
	その他	➢ (3)ウ(オ) 排水路の整備の実施	➢ (3)ウ(エ) 浸水対策事業の実施(貯留施設・バイパス水路整備)	➢ (2)ア(イ) 必要な情報を容易に閲覧できるようにホームページ更新 ➢ (2)ア(ウ) 市町村の避難指示等や必要な気象情報等をメールで受信することが可能な登録制防災メールの提供 ➢ (2)イ(エ)、(2)ア(カ)、(2)ウ(ウ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進 ➢ (2)エ(ア) 避難所や避難経路への案内表示板等の設置	➢ (1)ア(ア)、(2)ア(ア)、(2)イ(ウ)、(2)ウ(イ) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 ➢ (2)ウ(エ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実 ➢ (2)イ(ア) ホットラインの構築及び更新 ※水位周知河川のみ(5 市町)

4. 令和6年度の取組状況について

優先的に取り組む取組

取組調査表の集計結果から確認できた法的重要性が高く進捗が低い優先的に取り組む必要がある取組

(3) 取組の優先度の分類・見える化(その他:国・県)N=7

高 ↑ 法 的 重 要 性 ↓ 低	実施率	低 49%以下	50%～ (74%)	75%～ (99%)	100% 高
	優先的に 取り組む		➤ (1)ア(ウ) 洪水時の適切な避難行動をとるための要配慮者利用施設管理者への説明会の開催 ➤ (1)ア(エ) 地域の催事等での資料配布により更なる周知を図る ➤ (2)エ(カ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進		➤ (1)イ(エ) 要配慮者利用施設等における避難訓練の促進 ➤ (1)イ(オ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進 ➤ (1)ウ(イ) 水防法に規定される河川について、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図の公表 ➤ (2)エ(オ) 避難行動要支援者支援計画策定の支援
	実施率の向上 を目指す		➤ (1)イ(ウ) 地域住民および自主防災組織が実施する避難訓練および避難訓練のサポート ➤ (2)イ(イ) 水害時の防災活動の役割、避難行動を明確化したタイムラインの策定及び更新	➤ (1)イ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取り組みの拡大 ➤ (1)イ(イ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実	➤ (1)ア(イ) 消防や防災関係機関と連携した講習会・研修会の取組の拡大 ➤ (1)イ(カ) 防災を担う人材育成のため自主防災組織研修等への参加 ➤ (2)ウ(ア) 出前講座等を活用した講習会の取組やパンフレット等の配布により認知度を高める ➤ (3)ア(ウ) 関係機関が実施する水防訓練等に連携し普及啓発を図る取組 ➤ (3)ア(エ) 地域住民を対象とした水防訓練等を定期的に実施し、水防意識の向上を図る取組
	その他		➤ (1)ア(ア)、(2)ア(ア)、(2)イ(ウ)、(2)ウ(イ) あらゆる媒体を活用した地域住民の水防災意識啓発のための広報の充実 ➤ (2)ア(イ) 必要な情報を容易に閲覧できるようにホームページ更新 ➤ (2)イ(ア) ホットラインの構築及び更新 ➤ (3)ウ(ウ) 水位周知河川の早期整備		➤ (2)ア(ウ) 市町村の避難指示等や必要な気象情報等をメールで受信することが可能な登録制防災メールの提供 ➤ (2)ア(エ) 水位、雨量の観測頻度を1分毎に短縮化への取組 ➤ (2)ア(オ) 欠測の解消のための伝送路の二重化や、監視設備の更新を行い確実なデータ取得を可能とする観測体制の構築 ➤ (2)イ(エ)、(2)ア(カ)、(2)ウ(イ) 情報伝達の多様化を図り、住民への情報提供の推進 ➤ (2)ウ(エ) 災害に対し備える防災知識等情報の充実 ➤ (3)ウ(ア) 河川改修(河道拡幅)の推進 ➤ (3)ウ(イ) 河道掘削の実施

4. 令和6年度の取組状況について

- 優先的に取り組む取組として、
「要配慮者利用施設における取組」「浸水想定区域に対する取組」の2つがあげられる。
- 特に、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の市町村防災計画への記載（指定）及び避難確保計画の作成等は義務付けられているので、早急な対応が求められる。

○優先的に取り組む取組【優先度1～3】

【水防法において義務づけされる取組】

- 要配慮者利用施設における取組
 - 避難行動、避難計画の作成等
- 浸水想定区域に対する取組
 - ハザードマップの作成、周知等

4. 令和6年度の取組状況について

2) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定の取組

4. 令和6年度の取組状況について

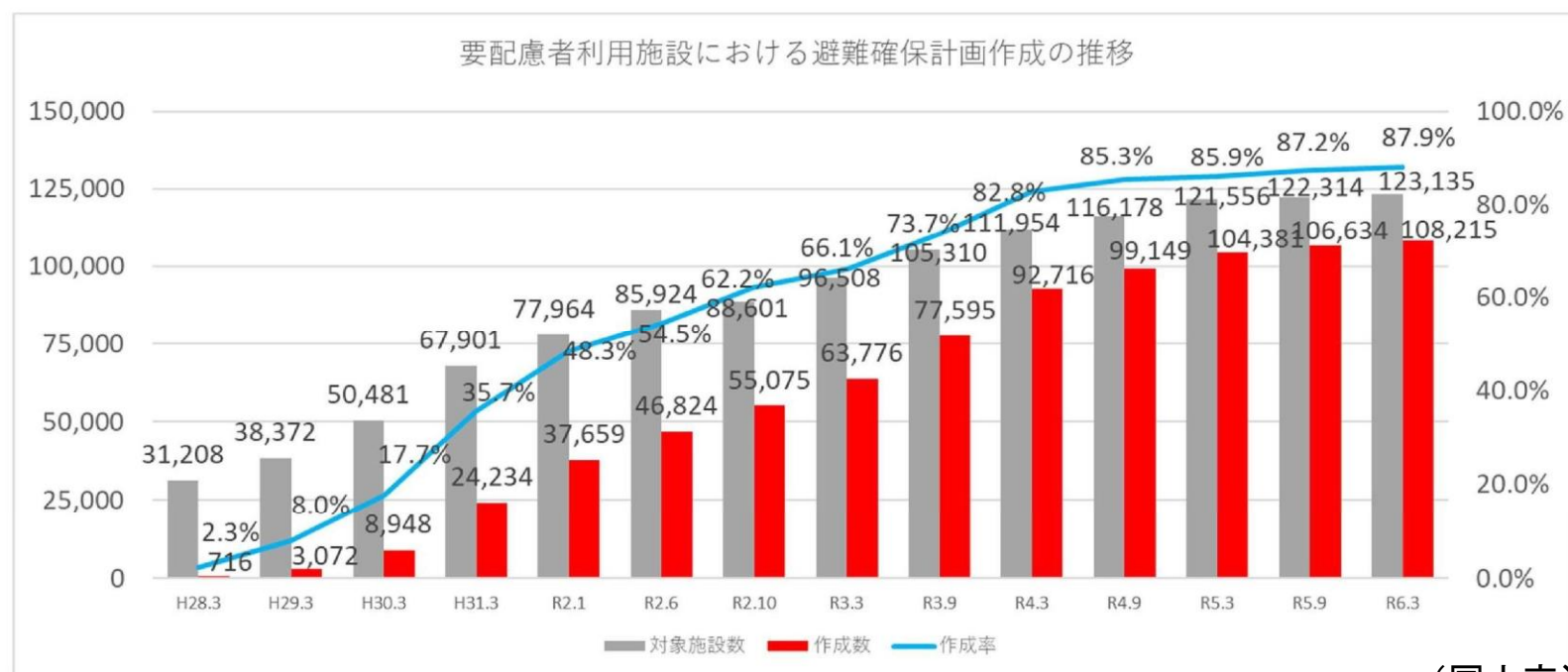
2) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定の取組

- 平成29年の水防法改正により、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の市町村防災計画への記載（指定）及び避難確保計画の作成等が義務付けられている。
- 国の方針では、令和3年度末の完了となっているが、**令和4年3月時点で作成率82.8%**である。概ね作成は進んでいたが、令和4年度以降あまり対応が進まず、**令和6年3月時点で作成率87.9%**となっている。

【水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（洪水）】

令和6年3月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	避難訓練の実施
要配慮者利用施設	123,135	108,215	47,746



要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。

4. 令和6年度の取組状況について

【市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況等】

令和6年3月31日時点

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数	避難訓練実施数
北海道	5,483	4,629	1,694
青森県	1,337	1,305	446
岩手県	1,208	1,011	365
宮城県	2,173	1,886	751
秋田県	1,019	970	433
山形県	1,058	1,051	498
福島県	1,643	1,296	702
茨城県	1,292	1,203	605
栃木県	1,508	1,358	951
群馬県	1,870	1,859	819
埼玉県	6,959	6,264	3,213
千葉県	2,743	2,302	1,044
東京都	8,687	7,315	4,649
神奈川県	5,704	4,570	1,624
新潟県	1,175	950	336
富山県	1,681	1,511	884
石川県	1,449	1,388	852
福井県	1,524	1,520	898
山梨県	1,159	940	326
長野県	2,399	2,207	1,294
岐阜県	2,854	2,543	1,077
静岡県	4,227	4,165	1,852
愛知県	7,098	5,464	1,857
三重県	1,727	1,511	557

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数	避難訓練実施数
滋賀県	1,582	1,376	564
京都府	2,308	2,169	1,335
大阪府	11,428	11,008	2,274
兵庫県	5,482	4,550	2,186
奈良県	812	643	395
和歌山県	1,607	1,286	508
鳥取県	700	675	271
島根県	1,001	884	372
岡山県	3,761	3,280	764
広島県	3,138	2,943	1,383
山口県	1,419	1,284	748
徳島県	1,835	1,835	1,336
香川県	1,139	868	227
愛媛県	2,260	2,003	713
高知県	1,235	1,140	895
福岡県	5,058	3,524	1,551
佐賀県	1,718	1,611	1,018
長崎県	767	556	238
熊本県	2,734	2,655	798
大分県	1,697	1,655	1,019
宮崎県	1,887	1,809	959
鹿児島県	1,551	1,241	483
沖縄県	39	2	0
合計	123,135	108,215	47,764

- 令和6年3月31日時点、対象施設は全国で、123,135施設。
- そのうち作成済みは108,215施設、**約88%が作成済み**。
- 全国的に作成は進んでいる。
- 令和6年3月末時点の沖縄県における**対象施設は39施設**。そのうち計画策定済みの施設は、**2施設で約5%程度**。
- 令和4年9月30日時点から作成数に変更なし。
- 早急な対応が必要である。

都道府県	市町村	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数	避難訓練実施数
沖縄県	沖縄市	11	2	0
沖縄県	うるま市	4	0	0
沖縄県	南風原町	24	0	0

4. 令和6年度の取組状況について

3) ハザードマップ作成の取組

4. 令和6年度の取組状況について

3) ハザードマップ作成の取組

水防法に基づき、各市町村においては水防に関するハザードマップの作成・更新し、防災マップへの追記し、周知を図ることが必要となっている。

【対象となる浸水想定区域区域図】

◎高潮浸水想定区域図

作成主体：沖縄県海岸防災課

◎洪水浸水想定区域図（2級河川）

作成主体：沖縄県河川課

◎雨水出水浸水想定区域図

作成主体：市町村

反映

水害ハザードマップ
作成主体：市町村



想定しうる最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定区域図を作成し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民に適切に周知するためのハザードマップを作成する必要がある。

洪水浸水想定区域指定・公表について

○沖縄県管理河川75河川

その内洪水浸水想定区域指定対象 **61** 河川(防護施設がある河川が対象)

令和6年12月現在の指定・公表済河川

水位周知河川(6水系8河川)【令和6年11月25日一部更新】

- ・比謝川
- ・天願川
- ・小波津川
- ・安謝川
- ・国場川
- ・安里川水系安里川
- ・安里川水系久茂地川
- ・安里川水系真嘉比川

水位周知河川以外の河川(12水系14河川)

【令和6年9月27日指定及び公表】

- ・辺野喜川水系辺野喜川
- ・安波川水系安波川
- ・安波川水系普久川
- ・福地川水系福地川
- ・新川川水系新川川
- ・大保川水系大保川
- ・羽地大川水系羽地大川
- ・漢那福地川水系漢那福地川
- ・億首川水系億首川

【令和6年11月25日指定及び公表】

- ・屋部川水系屋部川
- ・屋部川水系西屋部川
- ・天願川水系川崎川
- ・比謝川水系与那原川
- ・安里川水系潮渡川

沖縄県内二級河川の洪水浸水想定区域図作成予定一覧

作成中の河川(指定・公表:令和6年度末予定)	関連市町村
・報得川 ・満名川 ・謝名堂川 ・白比川 ・我部祖河川 ・田原川 計6河川	・糸満市 ・北谷町 ・名護市 ・与那国町 ・八重瀬町 ・本部町 ・久米島町
令和6年度作成中の河川(指定・公表:令和7年度中旬予定)	関連市町村
・国場川水系饒波川 ・雄樋川 ・牧港川水系牧港川 ・普天間川 ・渡嘉敷川 ・中の川水系中の川 ・中の川水系シチフ川 ・宮良川水系宮良川 ・名蔵川水系名蔵川 ・国場川水系長堂川 ・小湾川 ・牧港川水系宇地泊川 ・内川 ・儀間川 ・中の川水系スイザ川 ・石垣新川川 ・宮良川水系底原川 ・名蔵川水系ブネラ川 計18河川	・那覇市 ・南風原町 ・浦添市 ・北中城村 ・渡嘉敷村 ・伊平屋村 ・豊見城市 ・八重瀬町 ・宜野湾市 ・座間味村 ・久米島町 ・石垣市
令和7年度作成予定河川(指定・公表:令和8年度中旬予定)	関連市町村
・名嘉真川 ・幸地川 ・田嘉里川 ・比地川水系奥間川 ・源河川 ・真謝川 ・大井川 ・与那川 ・奥川 ・汀間川 ・轟川 ・真喜屋大川 ・比地川水系比地川 ・有銘川 ・石川川 計15河川	・恩納村 ・今帰仁村 ・国頭村 ・うるま市 ・名護市 ・大宜味村 ・東村

新規
事項

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ ※都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業交付要件とする。		○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 ※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。	

雨水出水浸水想定区域の指定について

【事業主体：市町】

①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する内水浸水想定区域を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市 160mm/h、いの町 163mm/h）
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような河川の堤防の決壊、河川からの越水による氾濫を伴うものや、津波・高潮による浸水は含まない。

②法改正の概要と目的

法改正の概要

（通称）流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）の施行（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する区域での適用を想定した「水位周知下水道」

（改正後）上記に、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している区域（市町村）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することが必要

（県内対象市町村（11市町））

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町

目的

水害リスク情報の空白地帯の解消

- 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化（令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域外においても、多くの浸水被害が発生）
- 潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

④今後の取り組み（目標）

指定目標

令和7年度末までに浸水想定区域図の作成・区域指定を目標に取り組む

- 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）では、令和7年度末までに最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数の目標を800（/1097）に設定
- 区域指定後 ⇒ 市町地域防災計画に情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
浸水区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

③現状と課題

現状

- 県内で、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成している市町は無い。（全国では、R4.3末時点で約1割（105団体）が作成済み）
- 本年度は、2市（高知市、香美市）で浸水シミュレーションを実施中。

課題

- 未だ全国でも事例が少ないため、複数のシミュレーション手法のうちどの手法を採用すべきかなど、参考となる情報が少ない。
 - 『フルモデル』管渠や地表面をモデル化し、シミュレーションを行う
 - 『簡易モデル』有効降雨と施設の排水能力を差し引いた降雨をインプットし解析
- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図作成には、2分の1の国費補助があるが、人材が限られている市町村においては、業務負担、費用負担が大きい。
- 住民に対する周知の方法等について、検討が必要。（洪水による浸水想定区域図との違いなど。）

これまでの県の取り組み

令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。

- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

5. 今後のスケジュールについて

5. 今後のスケジュールについて

第2期のスケジュール

調整項目		令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
実施項目	幹事会		第1回幹事会	第2回幹事会			第1回幹事会	第2回幹事会			第1回幹事会	第2回幹事会			第1回幹事会	第2回幹事会			第1回幹事会	第2回幹事会	
	協議会				第1回協議会				第1回協議会				第1回協議会				第1回協議会				第1回協議会
内容	フォローアップ																				
	取組内容の実施状況確認、見直し																				
	取組事例の紹介（情報共有）																				
	次期に向けた取組方針の策定																				

○基本的に年2回の幹事会を開催し、年度末に協議会を開催するものとする。

- 【第1回協議会】（予定）

 - ・各関係機関の取組状況及び実施率の低い取組についてとりまとめ、情報共有を図る。
 - ・「取組」の変更・追加を確認し、更新。
 - ・取組の課題を抽出し、改善の検討を報告。